

○文部科学省令第三十八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条の二第一項第二号、第七条の二第一項第一号、第二号イ及びロ並びに第二項、第七条の三第二号並びに及び第七条の五第二号の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

文部科学大臣 川端 達夫

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二 司書に相当する職員（第一条の三・第二条）」を

「第二章 司書に相当する職員（
第三章 聴覚障害者等用複製物

第一条の三・第二条）

の貸出しの基準（第二条の二）」に、「第二章 一時的固定物の保存状況の報告等（第三条・第四条）」

「第四章 一時的固定物の保存状況の報告等（第三条・第四条）」

第五章 著作物の表示の大きさ又は精度に係る基準（第四条の二）

を

第六章 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信以外の特定送信（第四条の三）

に、「第三章」を

第七章 送信可能化された情報の収集を禁止する措置の方法（第四条の四）

「第八章」に、「第四章」を「第九章」に、「第五章」を「第十章」に、「第六章」を「第十一章」に、「第七章」を「第十二章」に改める。

第五章から第八章までを一章ずつ繰り下げる。

第二十二條の二第一号中「第九十五條の二第三項」を「第九十五條の三第三項」に、「第九十七條の二第三項」を「第九十七條の三第三項」に、「第九十五條の二第五項」を「第九十五條の三第六項」に、「第九十七條の二第六項」を「第九十七條の三第六項」に改める。

第四章を第九章とし、第三章を第八章とし、第二章を第四章とし、同章の次に次の三章を加える。

第五章 著作物の表示の大きさ又は精度に係る基準

第四条の二 令第七条の二第一項第一号の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 図画として法第四十七条の二に規定する複製を行う場合において、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが五十平方センチメートル以下であること。

二 デジタル方式により法第四十七条の二に規定する複製を行う場合において、当該複製により複製される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。

三 前二号に掲げる基準のほか、法第四十七条の二に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。

2 令第七条の二第一項第二号イの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 デジタル方式により法第四十七条の二に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。

二 前号に掲げる基準のほか、法第四十七条の二に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の

精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものと認められること。

3 令第七条の二第一項第二号ロの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 デジタル方式により法第四十七条の二に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が九万以下であること。

二 前号に掲げる基準のほか、法第四十七条の二に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要と認められる限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すると認められるものであること。

4 第一項（第二号を除く。）の規定は、令第七条の二第二項の文部科学省令で定める基準について準用する。

第六章 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信以外の特定送信

第四条の三 令第七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める送信は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織（電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行う通信文その他の情報の送信（アナログ信号伝送用の電話回線のみを用いるものを除き、相手方の使用に係る電子計算機を用いて当該情報が出力されるようにするものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、ファクシミリ装置又は電話機により受信されることを目的として行われる送信（インターネットプロトコル又は当該送信を中継し、及び当該送信に係る情報を記録する機能を有する装置を用いるものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術を利用して電子計算機により受信されることを目的として行われる通信文その他の情報の送信

第七章 送信可能化された情報の収集を禁止する措置の方法

第四条の四 令第七条の五第二号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる行為のいずれかを、法第四十七条の六（法第二百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する者による情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行う方法とする。

一 robots・textの名称の付された電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。

イ 法第四十七条の六に規定する者による情報の収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの

ロ 法第四十七条の六に規定する者による収集を禁止する情報の範囲

二 HTML（送信可能化された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつているものをいう。）その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに法第四十七条の六に規定する者による情報の収集を禁止する旨を記載すること。

第一章の二を第二章とし、同章の次に次の一章を加える。

第三章 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準

第二条の二 令第二条の二第一項第二号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 専ら法第三十七条の二第二号の規定の適用を受けて作成された複製物（以下この条において「聴覚障害者等用複製物」という。）の貸出しを受けようとする聴覚障害者等を登録する制度を整備すること。

二 聴覚障害者等用複製物の貸出しに関し、次に掲げる事項を含む規則を定めること。

イ 聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける者が当該聴覚障害者等用複製物を法第三十七条の二第二号に定める目的以外の目的のために、頒布せず、かつ、当該聴覚障害者等用複製物によつて当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物を公衆に提示しないこと。

ロ 複製防止手段（電磁的方法（法第二条第一項第二十号に規定する電磁的方法をいう。）により著作物のデジタル方式の複製を防止する手段であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに記録媒体に記録する方式によるものをいう。次号において同じ。）

）が用いられていない聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける場合に、当該貸出しを受ける者が当該聴覚障害者等用複製物を用いて当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物を複製しないこと。

三 複製防止手段を用いていない聴覚障害者等用複製物の貸出しをする場合は、当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物とともに、法第三十七条の二第二号の規定により複製を行つた者の名称及び当該聴覚障

害者等用複製物を識別するための文字、番号、記号その他の符号の記録（当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物が映画の著作物である場合にあつては、当該著作物に係る影像の再生の際に併せて常に表示されるようにする記録に限る。）又は記載をして、当該貸出しを行うこと。

四 聴覚障害者等用複製物の貸出しに係る業務を適正に行うための管理者を置くこと。

2 前項の規定は、法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する法第三十七条の二の政令で定める者に係る令第二条の二第一項第二号の文部科学省令で定める基準について準用する。

附 則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。